

不足額給付I申請書

物価高騰による家計の負担を軽減するため、令和6年度に定額減税(所得税から3万円、住民税所得割から1万円)が実施されました。また、令和5年の所得を基に計算し、減税しきれないと見込まれた方には調整給付金を支給しました。令和6年分の所得税および定額減税額の確定後に再計算を行い、支給額に不足が生じた方などに不足額給付金を支給します。

※本様式は、不足額給付の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、支給要件に該当するか審査の上、記入いただいた現住所に「支給決定通知」を送付します。「支給決定通知」が届きましたら、給付内容の確認をお願いします。

【誓約・同意事項】

- ① 下記の支給要件に該当する場合、算定した支給額が支給されます。算定の結果0円となった場合には、不足額給付は支給されません。

【支給要件】

I+II(合計額を1万円単位に切り上げる。)-III>0となる納税義務者

I 所得税分の所要額:3万円×減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む)

II 個人住民税所得割分の所要額:1万円×減税対象人数^{※2} - 令和6年度個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む)

III 調整給付の額

- ② 不足額給付の支給要件の該当性等を審査等するため、住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

該当者のみ

- ④ (調整給付を受給していない方のみ)
調整給付を受給していません。

- (令和7年6月の住民税税額決定通知書の内容から、令和6年度住民税または令和6年分所得税の所得・控除が変わっている方)
⑤ 令和7年7月以降の住民税税額決定通知書に記載される内容を申請しています。また、添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

- (令和6年度住民税所得割が課税で、令和6年中は収入がない方のみ)
⑥ 令和6年中の収入はありません。

1.申請者

上記【誓約・同意事項】について確認し、誓約・同意します。また、申し立て内容に相違ありません。

		申請日	令和 7 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	住 所	
自署または記名押印	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号 令和6年1月1日時点の住所(現住所と同じ場合は記載不要)	

法定代理人が申請及び受給を行う場合、下記に記入してください。

※代理人の受給が可能なのは法定代理人(成年後見人など)のみです。法定代理人ではない親族等は受給できません。

ご家族等が代筆を行う際は、代理人とはなりませんので、本人名義の口座を記入してください。

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
	自署または記名押印	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号

2.給付金の受取口座情報(原則、1.申請者 の口座とします。)

給付金の受け取りを希望する口座情報を記入してください(代理人が受給する場合は、代理人の口座情報)。

通帳等の写し(コピー)を貼付用紙に貼付してください。長期間使っていない口座を記入しないでください。

金融機関名				支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい			
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連				本・支店 本・支所 出張所	1 普 通								
金融機関 コード				支店コード									

ゆうちょ銀行				通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください				通帳番号 ※右詰めでご記入ください				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい			
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに 記載された記号・番号をご記入下さい。				1 ※											

※ 金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、お問い合わせ先へご連絡ください。

提出書類

(必ず提出するもの)

☐ 不足額給付 申請書(本書類)

※必要事項をご記入ください。

☐ 申請者(または代理人)の氏名など

☐ 受取口座

☐ 本人(代理人)確認書類の写し(コピー)

※申請者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、
介護保険証等)いずれか1点の写し(コピー)

※代理人による場合は、本人及び代理人の本人確認書類が必要です

☐ 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)

(法定代理人が代理人として受給する場合)

☐ 本人との関係が分かる書類の写し(コピー)

戸籍謄本、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類いずれか1点

※3か月以内に発行されたものに限る

(令和6年中に他の市区町村から福岡市に転入された方)

☐ 調整給付の支給決定通知書または確認書(支給のお知らせ)の写し(コピー)

☐ 「調整給付の対象ではなかった方」「調整給付の対象で上記書類を添付できない方」は、令和6年度住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額通知書又は課税証明書を同封してください

☐ 「令和6年度当初(令和6年6月)以降に課税内容に修正があった方」は、令和6年度住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額通知書又は課税証明書を同封してください

※令和6年度住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額通知書又は課税証明書の同封がない場合、課税内容に修正がなかったものとみなします

(令和6年1月1日時点で海外に居住し、令和6年中に海外から福岡市に転入された方)

☐ 国外にいたことを証明する書類(会社からの勤務命令、住民票の写し(コピー)等)

(令和6年1月1日以降、継続して福岡市に住民登録のある方)

☐ (令和6年分所得税について修正がある場合)

令和6年分の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)

☐ (令和6年度住民税について修正がある場合)

令和6年度住民税申告書または最新の納税通知書の写し(コピー)

※記入漏れや添付書類が不鮮明な場合、提出書類の不備となります。
※提出書類の不備がある場合、お問い合わせさせていただくことがあります。

本人確認書類等貼付用紙

不足額給付I

①必ず貼付するもの

◇本人(代理人)確認書類

- ※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証等
いずれか1点の写し(コピー)
- ※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

◇受取口座確認書類

- ※受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し(コピー)

②「代理人」欄に記入したとき

以下の書類の写し(コピー)を追加で同封してください。

◇代理人の本人確認書類

◇本人との関係が分かる書類

- 戸籍謄本、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類いずれか1点の写し(コピー)
- ※3カ月以内に発行されたものに限る

③令和6年分所得税または令和6年度住民税の修正があるとき

以下の書類の写し(コピー)を追加で同封してください。

◇(令和6年分所得税の修正がある場合)

令和6年分の源泉徴収票や確定申告などの写し(コピー)

◇(令和6年度住民税の修正がある場合)

令和6年度住民税申告書または最新の納税通知書の写し(コピー)

④令和6年中に他の市区町村から福岡市に転入された方

以下の書類の写し(コピー)を追加で同封してください。

◇調整給付の支給決定通知書または確認書(支給のお知らせ)の写し(コピー)

⑤令和6年1月1日時点で海外に居住し、令和6年中に海外から福岡市に転入された方

以下の書類の写し(コピー)を追加で同封してください。

◇国外にいたことを証明する書類(会社からの勤務命令、住民票の写し(コピー))等